

利用証は、下記の基準に該当し、歩行が困難な方に交付します。

区 分		基 準			
① 障害者	身体障害	視覚障害	1・2・3・4級	身体障害者手帳 各障害区分の 障害程度が左記の者	
		聴覚障害	2・3級		
		平衡機能障害	3・5級		
		肢 体	上肢		1・2級
			下肢		1・2・3・4・5・6級
		不 自 由	体幹		1・2・3・5級
			乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		上肢機能 移動機能
		心臓機能障害	1・3・4級		
		腎臓機能障害	1・3・4級		
		呼吸器機能障害	1・3・4級		
		ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3・4級		
		小腸機能障害	1・3・4級		
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1・2・3・4級		
		肝臓機能障害	1・2・3・4級		
		知的障害	療育手帳の障害程度がAの者		
精神障害	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の者				
② 難病患者	特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾患医療受給者				
③ 高齢者等	介護保険被保険者証の要介護状態の区分が要介護1・2・3・4・5の者				
④ 妊産婦	母子健康手帳取得の者				
⑤ 傷病人	医師の診断書等において「歩行が困難」である旨の記載がある者				
⑥ その他	知事が認める者				

※ 利用証の有効期間は、交付対象者により異なります。